

**あなたの権利
生かすために**

郵便による投票制度

在宅の身体障害者などに選挙権行使の道を開くため、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票できない身体障害者は、投票用紙を持ったまま、次の事項に該当する場合です。

- ①身体障害者手帳を持つている人
- ②心臓、じん臓、呼吸器病のあらわい、高齢で障害のある人
- ③四肢または体幹で障害のある人で、その障害の程度が一級または二級の人が該当します。
- ④前掲の①または②の障害がある人で障害の程度が明確でないときや、八幡市長が①または②の障害と同様と認めた場合
- ⑤郵便による投票用紙が投票日の4日前です。該当する場合は手帳の日数がかりますので、なるべく早く八幡市選管委員会にお問い合わせください。
- ⑥投票所の開設時間がわからないときは、八幡市選管委員会にお問い合わせください。
- ⑦投票所の開設時間がわからないときは、八幡市選管委員会にお問い合わせください。

投票はこのように

①受付で入場整理券を提出していただき、選挙人名簿との対照をします。

②入場整理券に確認の印をつけ、同券といっしょに衆議院議員総選挙と最高裁判官国民審査の投票用紙をお渡します。

③衆議院議員総選挙および最高裁判官国民審査の投票記載所で記載してください。

④投票箱の衆議院議員総選挙および最高裁判官国民審査の表示のついた投票口に、まちがわないよう入れてください。

⑤入場整理券を再提出していただき、これと引き換えに参議院選挙用紙をお渡します。

⑥参議院議員選用の投票記載所で選挙区は候補者名、比例代表は政党名を記載してください。

点字投票と代理投票

投票所係員に申し出を

所の直轄事務所が投票者本人から直接お聞きして投票者の代わりに候補者の名前を投票用紙に記載する「代理投票」といふ方法があります。投票のときに投票所の開設時間までこのよのうな投票用紙を提出してください。

⑦参議院議員選挙の選挙区、比例代表の投票用紙を、投票箱のそれぞれの投票口に、まちがわないよう入れてください。

⑧参議院議員選用の投票記載所で選挙区は候補者名、比例代表は政党名を記載してください。

市内の投票所

みんなが明るい選挙

第1投票所	第2投票所	第3投票所	第4投票所	第5投票所	第6投票所	第7投票所
志水公民館	二区公会堂 文八幡小 市民図書館	至市駅 山柴公民館 GS	橋本駅 橋本公民館 東扇	五区公会堂 戸津中央会議所 戸津バス停	南ヶ丘老人の家 広門 講保館 美濃山区公会堂	上区公会堂 バス停
都々城市民センター 都隣保館 農協	みやこ保育園 内里区公会堂 有都小 文	内里区公会堂	戸津地 淀水場 長町南集会所 北川原 公園 食料品店 GS	戸津バス停 美濃山区公会堂	くすのき保育園 B5	八幡高校 八幡第四小学校 体育館
関西医大 八幡第二小学校 体育館 215 214 212	男山第2中学校 体育館 B27	中央センター集会所 さつき公園 男山第三中学校 体育館 わかたけ保育園	男山公民館	橋本小学校 体育館 橋本児童センター 日所バス停 農協	くすのき保育園 B5	八幡第四小学校 体育館
第14投票所	第15投票所	第16投票所	第17投票所	第18投票所	第19投票所	第20投票所